

サブカテゴリー解説（児童養護施設）

サブカテゴリー1. サービス情報の提供

評価項目

6-1-1 子どもや保護者等に対してサービスの情報を提供している

【 解説 】

このサブカテゴリーは、事業者が利用者等（今後サービスを利用する可能性のある都民を含む）に対していかにサービス内容に関わる情報を提供しているのかを評価する項目です。

情報の非対称性という言葉で説明されるように、一般的に福祉サービスの利用者は、情報が少なく、不利な立場に置かれがちですが、利用者と事業者の対等な関係のもとに構築される新たな時代の福祉サービスにおいて、利用者に対する情報提供は大きな意味をもっています。措置施設の場合は、行政機関（児童相談所等）によって措置が決定されるため、情報提供の対象としては行政機関が主となります。従って、利用者の選択のための情報提供という考え方より、適切な施設運営に向けて組織の透明性や信頼性を高めていくという面において重視されます。

また、施設で生活するのは子どもであり、措置の決定機関と連携して、子どもに対しても情報を提供していくことが求められています。児童養護施設や児童自立支援施設、乳児院の場合は、保護者等への情報提供も含まれます。

なお、社会福祉法第75条において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス利用の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。

■評価項目 6－1－1

「子どもや保護者等に対してサービスの情報を提供している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、児童養護施設が子どもや保護者に対して、提供するサービスの事前情報として、どのような内容を、どのように提供しているのか、また、子どもや保護者のニーズや状況等を考慮した情報提供を行っているのかを評価をします。

パンフレットやホームページの存在自体が評価項目のねらいなのではなく、入所する若しくはその可能性のある子どもと保護者の特性や情報活用方法を念頭におき、提供内容や方法に工夫がされ、わかりやすいものになっているかについて評価します。

また、措置施設の場合は特に、「利用」という概念がなじまず、入所する場合にその子どもや保護者が児童養護施設から直接情報を入手することが一般的でないことから、措置の決定機関である児童相談所や関係機関等への情報提供が行われているかどうかを確認します。

さらに、ほぼ入所が決定している子どもや保護者に対しては、見学等により実際のサービスがどのように提供されているのかなど、子どもや保護者の必要とする情報を具体的に提供しているのかについても評価します。

特に子どもに対しては、権利擁護や自立支援の観点から、措置ではあっても入所までのプロセスの中で、できる限り子ども自身の意思決定を図ることが大切であり、そのためにも情報提供が重要なものとなります。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.子どもや保護者の特性を考慮し、提供する情報の表記や内容をわかりやすいものにしている	・施設に『入所する可能性のある子どもや保護者の特性を考慮』し、『その子どもや保護者に合った情報内容や表記を工夫しているか』を確認する。
□2.事業所の情報を、行政や関係機関等に提供している	・施設に『入所する可能性のある子どもや保護者の情報入手ルートや実態を考慮』し、その『状況にあった関係機関等への情報提供を行っているか』を確認する。
□3.子どもや保護者の問い合わせや見学の要望があった場合には、個別の状況に応じて対応している	・この項目で示す「個別の状況」とは、見学者の希望（時間帯や知りたい内容）についてだけではなく、現在サービスを利用している子どもや施設のその時々状況を指している。 ・施設を『利用する可能性のある子どもや保護者の特性を考慮』し、その『要求している事柄への個別対応』と『その時々施設の状況を考慮して対応しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 効果的な情報提供方法のひとつとして、入所している子どもの紹介記事や写真掲載、ビデオ等の作成はリアリティもあり、有効な手段となる可能性があります。その場合には、被写体となる子どものプライバシー保護などの配慮も重要となります。また、子どもの写真を掲載する場合は、肖像権への配慮が必要です。
- 外国籍の子どもや発達面の課題等配慮を必要とする子どもが入所する場合もあり、そうした場

合にどのように情報提供を行うかについても工夫が必要です。

- 一時保護を経て入所した子どもについては、児童養護施設へ措置されたことを保護者へ秘匿する場合があるため、保護者へ情報提供を行わないことがあります。
- 施設としての見学等への対応や考え方に基づき、現在入所している子どもや保護者への配慮を行いつつ、有効な見学等が実施されていることが求められています。

サブカテゴリー2. サービスの開始・終了時の対応

評価項目

- 6-2-1 サービスの開始にあたり子どもや保護者に説明し、理解を得るようにしている
- 6-2-2 サービスの開始及び終了の際に、環境変化に対応できるよう支援を行っている

【 解説 】

このサブカテゴリーは、サービスの「利用開始当初」や「終了時」の利用者に対して、事業者がどのような対応をしているのかということの評価する項目です。

福祉サービスにはさまざまな形態がありますが、いずれの場合でも、利用に際して利用者に対する十分な説明と利用者が納得したうえでの同意確認が重要になります。

また児童養護施設では「利用開始時」、「サービス終了時」という概念はなじみにくく、入所時や退所時の子どもや保護者への対応を評価します。

特に入所時には、子どもの生活環境の変化による影響が予測されることから、その点についてのきめ細かい対応も求められます。その際には保護者への配慮も必要となります。

また、さまざまな理由による退所時においても、児童相談所や関係機関との連携等を通じて、子どもの生活の継続性にも配慮した対応をしているかどうか問われます。

■評価項目 6－2－1

「サービスの開始にあたり子どもや保護者に説明し、理解を得るようにしている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、入所当初の子どもやその保護者に対して、どのようにサービスや支援の内容を伝え、説明し、子どもと保護者の納得・理解を得るようにしているのかを評価します。

情報の説明にあたっては、周知すべき重要事項が精査されたうえで、一人ひとりの子どもや保護者の状況に配慮した対応をしているか、また判断能力が十分でない（または日本語が母国語でない）保護者に対する説明や同意確認がどのように行われているかについても視野に入れる必要があります。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.サービスの開始にあたり、施設の基本的ルール（約束ごと）、権利擁護の取り組みをはじめとした重要な事項等を子どもや保護者の状況に応じて説明している	・入所時の子どもや保護者に対し、『一人ひとりが理解できるように』、『基本的ルール、権利擁護の取り組みをはじめとした重要な事項等をどこまで、どのように伝えているのか』、また『説明方法を工夫しているか』を確認する。
□2.サービス内容について、子どもや保護者の理解を得るようにしている	・入所時の子どもや保護者に対し、『施設のサービス内容・支援等に関する情報』を『組織としてどのように伝達することが重要と考えているか』、単に説明をするのみでなく、『子どもや保護者の理解を得るための手段を講じ』、『実施しているか』を確認する。
□3.サービスに関する説明の際に、子どもや保護者の意向を確認し、記録化している	・入所時の子どもや保護者に対し、『施設が定めているルール・重要事項等に対する子どもや保護者の意見・要望・質問等』を『どのような方法で把握』し、『その情報を記録しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 重要な事項については、社会福祉法等で定められている書面等の内容に限定して考える必要はありません。
- 各施設が、独自に実施しているわかりやすい情報提供の内容及び方法の工夫を評価することが必要です。例えば、子ども用と保護者用とで説明の仕方を分けていることなどの工夫が考えられます。
- 保護者に対しては、子どもとの交流等のルールを伝え、同意を得ることが大切です。また、支援を円滑に進めるために、施設が保護者と信頼関係を構築することが重要です。入所時のやり取りは、その最初の機会と言えます。
- 判断能力等が十分でない（または日本語が母国語でない）子どもや保護者の場合、詳細な事項を説明することは難しい場合がありますが、施設で生活する子ども本人に、日常生活の内容や施設における基本方針、ルール等を一人ひとりの子どもの状況に応じて、わかりやすく伝えることが求められています。

■評価項目 6－2－2

「サービスの開始及び終了の際に、環境変化に対応できるよう支援を行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子どもが環境の変化などにより、心身に受ける影響を緩和するための支援や子どもが新たな環境に馴染めるような配慮などを評価します。

また、措置の変更を含めて、子どもが施設を退所する場合の子どもや保護者の不安を軽減し、継続的に支援することができるような取り組みをしているかどうかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.サービス開始時に、子どもの支援に必要な個別事情や要望を決められた書式に記録し、把握している	・『支援を開始する際に必要な一人ひとりの子どもの個別事情や保護者の要望』を、『施設が定めた一定の様式を使用』し、『記録』し、『把握しているか』を確認する。
□2.利用開始直後には、子どもの不安やストレスが軽減されるように支援を行っている	・入所直後の子どもが感じる不安やストレスは一人ひとり異なり、その対応も個別に行うことが求められる。 ・『入所直後の子どもの不安やストレスへの対応』として、『不安やストレスの把握の方法や工夫』と、『それぞれの状況に合った対応を具体的にどのように行っているか』を確認する。
□3.入所以前の生活習慣等をふまえた支援を行っている	・さまざまな生活状況にいた子どもに対して、『入所する以前の生活習慣や価値観をどのように把握、理解』し、『子どもにとって望ましいサービスを段階的に検討』し、『支援しているか』を確認する。
□4.サービスの終了時には、子どもや保護者の不安を軽減し、退所後の支援の継続性にも配慮している	・さまざまな事由による退所時には、これまでと同水準の支援を維持できるのか等の一人ひとりの子どもや保護者の不安に対し、『一人ひとりのニーズや状況に合ったアドバイスや関係機関との連携』が『どのように行われているか』を確認する。

【 留意点 】

- 虐待や複雑な家庭環境など、困難な要因によってサービスを開始する子どももいます。児童養護施設には、子どもを取り巻くさまざまな背景を理解したうえで、サービスを提供することが求められています。
- 子どもの状況によっては、これまでの生活習慣が必ずしも好ましいものと限らない場合もあります。しかし、好ましい生活習慣を子どもが獲得するためには、子ども自身の納得が重要になり、その基盤として、これまでの生活の実態を把握し、それらを考慮して支援をすることが求められます。ただし、子どもに以前の生活習慣を直接聞くことは、トラウマなどを持っていて、発育上かえって逆効果となってしまう可能性があるため慎重な対応が必要です。直接子どもに聞かないなどの配慮をしたうえで、児童相談所の児童福祉司に確認する、保護者等に聞く場合にも児童福祉司を通じて行うなど、きちんとした把握方法で理解しているかについて確認することが大切です。
- 入所時には、子どもを温かく迎える準備をするなど様々な工夫を凝らし、受け入れについて施設全体で取り組むことが大切です。また、子どもの分離体験に関して施設側が理解・配慮し、分離体

験からの回復に関する課題への具体的な取り組みをどのように行っているかにも着目します。

- 標準項目4の「退所後の支援の継続性」では、子どもの家庭復帰、里親委託、他施設への措置変更、自立等、それぞれの退所先に応じた移行の支援をしているかに着目します。
- 施設への入所についてだけでなく、子どもが新しい学校や幼稚園等の生活に早くなじめるように、学校等との情報共有や橋渡しを行っているかについても着目します。
- 児童養護施設では、サービス終了後の利用者へのアフターケアを事業として実施しています。これらの評価は、「サブカテゴリー4. サービスの実施」において行うものとし、この評価項目では、退所時の関係機関との連携状況やその手続き方法について評価します。手続き方法については、退所に向け段階を踏むなど、一人ひとりに合わせて必要な時間をかけているかなどが挙げられます。

サブカテゴリー3. 個別状況に応じた計画策定・記録

評価項目

- 6-3-1 定められた手順に従ってアセスメントを行い、子どもの課題を個別のサービス場面ごとに明示している
- 6-3-2 子どもや保護者の希望と関係者の意見を取り入れた自立支援計画を作成している
- 6-3-3 子どもに関する記録を適切に作成する体制を確立している
- 6-3-4 子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している

【 解説 】

このサブカテゴリーは、利用者の個別状況をふまえたうえで、利用者支援の基礎となる自立支援計画をどのように策定しているのか、利用者一人ひとりに合った支援を提供するためにどのような工夫を施しているのか、個別対応に関する情報をどのように記録し、職員間で共有化しているか等、利用者一人ひとりの状況に応じた計画策定・記録の実施がどのように行われているかを評価します。

このサブカテゴリーにおける児童養護施設での「サービス利用者」は主に入所している子どもですが、意向の確認においては保護者等を含みます。

■評価項目 6－3－1

「定められた手順に従ってアセスメントを行い、子どもの課題を個別のサービス場面ごとに明示している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子どもへの個別対応にあたって、心身状況や家族関係等を含む生活環境等の子どもに関する情報や要望をどのように把握し、個別のニーズや課題として明確化しているのかについて評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1.子どもの心身状況や生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって記録し把握している	・個別の計画の基礎となる『子どもの心身状況や生活状況等の情報』を『記入する様式を組織として定め』、『記録し、把握しているか』を確認する。
□ 2.子ども一人ひとりのニーズや課題を明示する手続きを定め、記録している	・子ども一人ひとりに合ったサービス提供を行うために、『個別のニーズ・課題の把握』を『組織としての一貫したプロセス』で行い、その『経過等を記録しているか』を確認する。
□ 3.アセスメントの定期的見直しの時期と手順を定めている	・『子どもや保護者の状況や変化』を『タイムリーに把握』するための『組織としての一貫したプロセスが定められているか』を確認する。

【 留意点 】

- ここでは「アセスメント」を、「福祉サービスを利用する利用者に関わる情報収集とその分析及び課題設定というプロセス」として捉えています。各々のニーズや課題を明確にし、子どもの個別状況に応じた適切なサービス提供を実施するために、不可欠な過程であるといえます。
- 子ども一人ひとりの状況や抱えている課題が多様化していることが想定されるため、どのような方法で個別のニーズを把握し、サービスを提供しているかを確認する必要があります。
- アセスメントにおいて、担当職員その他、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員等関係者の意見を取り入れているかについても着目します。

■評価項目 6－3－2

「子どもや保護者の希望と関係者の意見を取り入れた自立支援計画を作成している」

【評価項目のねらい】

この項目では、子どもに対する自立支援計画の作成・見直し状況について評価します。子ども一人ひとりに合ったサービスを提供するためには、子どもや保護者等の希望などを尊重し、子ども、保護者と施設の双方で納得性の高い計画作成や見直しを行うことが求められます。子どもや保護者の納得、同意を得るための取り組みや関係者の意見収集がどのように行われているのかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.計画は、子どもの最善の利益を第一に、子どもや保護者の希望を適切に反映して作成、見直しをしている	・子ども一人ひとりに合った、納得性の高いサービスを提供するために、自立支援計画作成の過程で、『これからの生活に関する子どもや保護者の意向や希望』を『どのように把握』し、『子どもや保護者の意向や希望を尊重した作成や見直しをしているか』を確認する。 ・子どもの最善の利益を最優先と考え、計画を作成しているかを確認する。
□2.計画を子どもにわかりやすく説明し、同意を得るようにしている	・子どもが、自分自身の計画を理解し、納得して支援を受けるために、『一人ひとりの子どもの状況に合った説明方法を工夫し、『子どもの同意を得るようにしているか』を確認する。
□3.計画は、見直しの時期・手順等の基準を定めたうえで、必要に応じて見直すとともに、緊急に支援内容を変更する必要がある場合の対応や計画変更のしくみを整備している	・一人ひとりの子どもに合ったサービス提供を継続して実施するために、『作成した計画の見直しに関する必要性を組織として検討』し、『具体的な時期や手順』、『参画するメンバー構成などの基準』等を『明確に定めているか』、また『その基準に基づいて実施しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 計画の作成にあたり、子どもや保護者等の希望をどのように反映させるかなど組織としての基本的姿勢の確保に着目します。
- 自立支援計画については、パーマネンシーの理念（永続的解決）に基づいて作成を行うことが望ましい形です。
- 標準項目1において、子どもの最善の利益が第一に優先されるべきであるため、標準項目1の文言では、「子どもの最善の利益を第一に」としています。子どもの最善の利益を鑑み、子どもや保護者等の意見が無制限に尊重されることのないように、施設で子どもや保護者の意見を受け容れるか見極めることも必要です。これらを考慮し、子ども一人ひとりやその保護者によって状況は様々であるため、「適切に反映」としています。
- 子どもに関する日常生活の記録が、計画作成や見直しにおいて、どのように活用されているのかについても着目します。
- 判断能力の十分でない（あるいは日本語が母国語でない）子どもや保護者を含め、本人の参画や同意を得るための工夫が必要とされています。

- 計画の内容について、子どもは開示の求めをすることができます。求めがあった場合には、子どもの最善の利益を第一に、施設の規定等に従って対応していきます。施設の規定等によっては、開示することがかえって子どもの安全や権利を脅かすときには開示を拒否することも考えられます。
- 子ども一人ひとりの状況に応じた適切な計画内容となるよう、施設内・外の専門職や関係機関の意見を反映する等、子どもにとっての「最善の利益」を検討し、実現するためのプロセスをふんでいるかどうかに関しても確認することが重要です。また、計画作成や見直しに参加する職員の構成に配慮することも求められています。
- 策定した自立支援計画の支援方針とは子どもの状況が変わり、緊急で支援内容を変更する場合があります。その際は、対応優先で支援しつつも、その後に、計画を変更する仕組みが作られている必要があります。

■評価項目 6－3－3

「子どもに関する記録を適切に作成する体制を確立している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子ども一人ひとりに合ったサービスを提供するうえで、職員が具体的なサービス提供内容や子どもの状況変化等をどのように記録しているか、そのしくみを評価します。必要な情報が具体的に記載されるために、組織としてどのようにしくみを整備し、機能させているのかについて評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1.子ども一人ひとりに関する必要な情報を記載するしくみがある	・子ども一人ひとりとの日常的な関わりによって得た情報や変化等、『必要な情報を記載するしくみ』が『組織として定められているか』、また『記録内容の的確性』や『情報の活用状況』を『検証する手段があるか』を確認する。
□ 2.計画に沿った具体的な支援内容と、その結果子どもの状態がどのように推移したのかについて具体的に記録している	・『計画に沿った職員の支援状況』や『子どもや保護者の変化』などの内容を『具体的に記録化する方策』を『どのように定め』、『記録しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 記録の管理及び活用に関しては、個人情報の取扱いと職員間での共有化を考慮する必要があります。
- 自立支援計画にそってどのような養育・支援が実施されたのか、その結果として子どもの状態はどのように推移したかが記録により確認できるかについて着目します。
- 評価項目の「適切に」とは、支援に必要な記録が過不足なく作成されているかを指しています。次の評価項目 6－3－4 のとおり、職員間で記録を共有することを念頭に置いて、ばらつきが生じないように記載の仕方を統一することや、記録を定期的に整理するなどの工夫が考えられます。

■評価項目 6－3－4

「子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子ども一人ひとりに合ったサービスを提供するうえで必要な、子どもや保護者に関する情報が、支援を担当する職員間(必要な場合は関係機関の職員も含む)でどのように共有化が行われ、活用されているかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.計画の内容や個人の記録を、支援を担当する職員すべてが共有し、活用している	・『個別の計画や子どもや保護者の状況などの情報』を、『サービス提供に係る職員が共有』し、その『情報を活用しながらサービス提供を実施できるしくみを定め』、『実施しているか』を確認する。
□2.申し送り・引継ぎ等により、子どもに変化があった場合の情報を職員間で共有化している	・『子どもや保護者の状況に変化があった場合の情報』は、『軽微なものを含め的確に把握できるしくみ、子どもの支援を担当する職員間で共有化するしくみ』を『組織として定め』、『実施しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 子どもに関する情報の共有化が現実にはどの程度行われ、活用されているか、それを確認する手段を有しているかなど、機能性に着目します。
- 生活単位の小規模化が進む中で、本園とグループホームのそれぞれの子どもの生活の様子等を、施設の職員全体でどのように共有しているかについても、確認します。

サブカテゴリー4. サービスの実施

評価項目

- 6-4-1 個別の自立支援計画に基づいて、自立した生活が営めるよう支援を行っている
- 6-4-2 家族等との関係構築に向けた取り組みを行っている
- 6-4-3 子どもが楽しく安心して食事ができるようにしている
- 6-4-4 子どもの健康を維持するための支援を行っている
- 6-4-5 子どもの精神面でのケアについてさまざまな取り組みを行っている
- 6-4-6 子どもの主体性を尊重し、施設での生活が楽しく快適になるよう支援を行っている
- 6-4-7 子ども一人ひとりに応じた学力向上・進路決定のための取り組みを行っている
- 6-4-8 地域との連携のもとに子どもの生活の幅を広げるための取り組みを行っている

【 解説 】

このサブカテゴリーは、サービスを利用している子どもの特性をどのように考慮してサービスを提供しているのか、実施しているサービス内容の効果をあげるために、施設としてどのように工夫しているかなど、実際に提供しているサービスの内容を評価する項目です。

ここでは特に、施設各々の特徴が現れると考えられますが、どの施設においても、サービス提供の基本は、利用者本位です。児童養護施設においては、社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践することが重要です。

なお、利用者本位のサービスという視点から考えると、実際にサービスを受ける子どもや保護者の意向や生活習慣等を尊重することが考えられますが、その一方で健康管理・健全育成等と相反する場合がありますことも否めません。そのような場合においても施設が子どもや保護者に対し、どう向き合っていくのかという姿勢が大切であるといえます。

また設備面（ハード面）の新しさや古さ、設備・備品の整備状況のみに着目するのではなく、たとえ設備が古くても、それを補うために施設でどのように工夫し、取り組んでいるのかを評価します。

■評価項目 6－4－1

「個別の自立支援計画に基づいて、自立した生活が営めるよう支援を行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子どもの年齢や特性、個別事情に応じて作成された自立支援計画に盛り込まれた内容が、子どもの自立を支援する場面でどのように具体化され、実践されているかを評価します。

施設での生活は基本的に共同生活ですが、子ども一人ひとりの意向を尊重し、状況に応じた自立支援が重要となります。そのため、職員が個別状況に応じて子どもと十分な意思疎通を図り、子どものニーズを的確に把握したうえで個別の支援を行うことが求められます。

この項目は、前の「サブカテゴリー 3. 個別状況に応じた計画策定・記録」が、実際の生活場面で活かされ、機能しているのかを見る項目であり、その整合性も視野に入れて評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.個別の自立支援計画に基づいて支援を行っている	・子ども一人ひとりに立てられた『自立支援計画の内容を日常の支援に反映』し、『支援しているか』、また、『それをどのような方法で確認しているか』を確認する。
□2.子ども一人ひとりに合った方法で、子どもと職員との愛着関係や信頼関係を構築するために受容的・支持的な関わりをしている	・子どもとの信頼関係を構築するために、『一人ひとりに応じた関わり方を検討』し、『受容的・支持的』『関わりをしているか』を確認する。
□3.小規模なグループでケアを行うなど、子どもが家庭的な環境の中で生活できるよう支援を行っている	・子どもが家庭的な環境で生活できるよう『組織として家庭的な環境での支援・生活をどのように考え』『支援しているか』を確認する。
4.子どもの発達支援等のため、精神科医等が子どもの発育等に応じ個別判断した上で、児童相談所と協議し、適切な職員等が生い立ちを振り返る取り組みをしている	(18、19ページを参照)
□5.退所後の安定した生活基盤の確保に向け、関係機関や関係職員が連携をとって、リービングケア（退所後の生活を見越した支援）を行っている	・リービングケア（退所後の生活を見越した支援）を子ども一人ひとりに応じて『どのように捉え』『どのような関係機関や関係職員』と、『どのような連携を行い』『支援しているか』を確認する。 ・ここでいう「関係機関」には、児童相談所、福祉事務所、子ども家庭支援センター、保健・医療機関、学校、就労先、自立支援プログラムを提供するNPO法人等がある。また、「関係職員」は自立支援コーディネーターを主に指す。
□6.退所後は計画に基づいて、一人ひとりに応じた支援を関係機関や関係職員と連携して行っている	・アフターケアは子どもの個別の状況に応じて『どのような支援が必要か』を『組織として検討』し、『アフターケアに関する計画を作成』したうえで、その計画に基づいて『支援しているか』を確認する。 ・ここでいう「関係機関」には、児童相談所、福祉事務所、子ども家庭支援センター、保健・医療機関、学校、就労先、自立支援プログラムを提供するNPO法人等がある。また、「関係職員」は自立支援コーディネーターを主に指す。

【 留意点 】

- 子ども一人ひとりの状況に応じた自立支援を実施するために、子どものこれまでの社会生活や人間関係などを含んだ背景をふまえ支援しているか、その具体的な方策と実施状況を確認する必要があります。
- 子どもへの支援を行ううえでは、基本的欲求の充足が重要となります。子ども一人ひとりの基本的欲求を把握し、それが子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう支援することが求められます。
- 子どもとの信頼関係を構築することは、子どもに対する全ての支援のベースになる大切な取り組みです。児童養護施設では、職員の受容的・支持的な関わりを通して、子どもの「自己肯定感」を高めるところから支援が始まり、職員との間に信頼関係を築いていきます。
一人ひとりに合った計画を作成し、それを実施していく過程において、信頼関係を作っていきます。
- 信頼関係の構築にあたっては、子どもが自ら意欲的に自立していくことを引き出す支援などの受容的・支持的な関わりが重要です。ただし、その一方で健康管理・健全育成等の場面において、利用者の意向と提供するサービスとが相反する場合があります。そのような場合においても、職員が子どもに対し、どう向き合っていくのかという姿勢に着目します。職員が養育者として伝えるべきメッセージはきちんと伝えるなど、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に子どもの利益を考慮し、真摯に向き合っているかに着目します。
- 児童福祉法に家庭養育の原則が明記された中、児童養護施設等施設養育では、「できる限り良好な家庭的環境の整備」が求められています（平成 29 年 8 月厚生労働省「新しい社会的養育ビジョン」）。「できる限り良好な家庭的環境の整備」の実現のため、施設の小規模化・地域分散化が進められています。東京都においては平成 31 年 2 月時点で、定員 6 名のグループホームが児童養護施設定員全体の約 30%、本体施設における定員 8 名以下のユニットケアが全体の約 40%であり、これらを合わせた小規模化の状況としては、全体の約 70%まで進んでいます。
標準項目 3 ではグループホームの設置状況などのハード面だけでなく、家庭的な雰囲気を作り出す等の取り組みも含まれます。
なお、グループホームを設置している施設については、ケアニーズが高い児童の養育を担うベテラン職員を本体施設に配置する必要から、若手職員がグループホームの運営の中心となる傾向があります。そのような状況の中で、職員育成やフォロー体制の点から、キャリアパスの構築や研修実施などの取り組みがある場合は、カテゴリ 5「職員と組織の能力向上」で評価します。
- 施設での支援は、「アドミッションケア」「インケア」「リービングケア」「アフターケア」に分けることができます。
標準項目 5 で評価するリービングケアについては、インケアとアフターケアの境界に位置付けられるもので、アフターケアまで範囲が及んでいると考えることもできます。
ここでは、「リービングケア（退所後の生活を見越した支援）」と標準項目の文言にあるとおり、退所した後の社会的自立を念頭に置いた支援を指すものとしています。
- 児童養護施設では、児童福祉法第 41 条における定義としても、「(中略) あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする」とあり、退所後の支援についても施設の役割として規定されています。
- アフターケアは、退所者が集まれる機会等を施設として設けるなど、施設側から働きかけること

だけでなく、子どもが安心して施設を訪れることができるように工夫をしている施設もあります。

- アフターケアを行うにあたっての行政機関、あるいは民間団体等との連携状況にも着目します。
- 家庭復帰や里親委託、自立により退所した後も子どもや保護者等の状況の把握に努め、記録を整備することも、アフターケアを行ううえでは重要な取り組みです。

【標準項目4「子どもの発達支援等のため、精神科医等が子どもの発育等に応じ個別判断した上で、児童相談所と協議し、適切な職員等が生き立ちを振り返る取り組みをしている」について】

○児童養護施設運営指針（平成24年3月29日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）では、生き立ちを振り返る取り組みについて以下のとおり記述されています。

- ・子どもが自己の生き立ちを知ることは、自己形成の視点から重要であり、子どもの発達等に応じて、可能な限り事実を伝える。
- ・家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることも考慮し、伝え方等は職員会議等で確認し、共有し、また、児童相談所と連携する。

○子どもの「生き立ちを振り返る取り組み」は、以下のことから重要な支援です。

- ①児童養護施設の子どもは、措置変更により入所する場合があること、また、施設の担当職員が退職することがある現状から、同じ養育者のもとで長く生活を送ることがしにくい状況にあります。これによって、自分の人生を連続的に捉えることが難しく、アイデンティティ等の自己形成を行うことに不利になっています。そこで生き立ちを意識的に振り返ることが必要となっています。
- ②自立に向け、特に退所前には自分の気持ちを統合するために行う側面があります。
- ③子どもが生き立ちを知りたい意思を示した場合に、子どもの「知る権利」を保障するために取り組むものとしても位置付けられます。

○「生き立ちを振り返る取り組み」の具体的事例としては、施設にいる間の過去の写真をアルバムにまとめる、毎年職員が渡している誕生日カードを集めてもらうなどがあります。

その他、日々の生活の中で、入所に至った背景を子どもにわかりやすい言葉で伝えることや、過去の話をしたりすることを通じて、入所してから経験したことや成長を振り返るなどもあります。

（項目の文言の解説）

○ 「子どもの発達支援等」には、自立支援や子どもの権利擁護を含みます。

○ 「精神科医等が子どもの発育等に応じ個別判断」について

- ・生き立ちを振り返ることに特段問題がない子どもについては、一般の児童指導員等が日々の生活の支援の中も含めて行うことが考えられます。
- ・一方、虐待等による重いトラウマを抱えているなど発育上の課題が大きい子どもについては、精神科医等が個別に関与し、振り返りを行うタイミングを判断することを指しています。例としては、施設が精神科医や心理療法担当職員を交えたケース会議を開くことなどが挙げられます。

なお、子どもにどういった背景や課題があるかについては、直近のアセスメント、自立支援計画等を参考にすることができます。

○ 「精神科医等」とは、精神科医のほか、心理療法担当職員など子どもの抱える困難性について専門的知識を持つ者を指します。

○ 「児童相談所と協議」とは、子どもの措置権者が児童相談所長であることから、児童相談所の責任においても、子どもに生き立ちを振り返らせるべきかの判断に関与すべきである、との観点です。具体的には、子どもの担当の児童福祉司との協議等を指しています。

また、自立支援計画は児童相談所に協議するものであることから、年度当初に自立支援計画を見

直す際に、生い立ちを振り返る予定を記載すると、児童相談所も確認することができます。

- 「適切な職員等」とは、子どもの状況に応じて、生い立ちの振り返りを助ける、または立ち会う職員を選ぶことを指しています。前述のとおり、生い立ちを振り返ることが発育上問題のない子どもの場合は、一般の児童指導員等が行うことが想定されますが、発育上の課題等、生い立ちを振り返ることに懸念がある場合は、精神科医や心理療法担当職員等が立ち会って行うことも考えられます。

(評点を付けるに当たって)

以下の3つの要素を全て満たした取り組みをしている場合に、「評点あり」を付けます。

「精神科医等による個別判断を行っていること」

「児童相談所と協議を行っていること」

「適切な職員が取り組んでいること」

■評価項目 6-4-2

「家族等との関係構築に向けた取り組みを行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子どもと家族、施設と家族等の関係を構築し、子どもが家庭復帰していくための環境作り等の取り組み、また、家族との再統合が難しい子どもに対して養育家庭制度等を活用する際に、児童相談所等と連携しながら適切に実施しているかについても評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.家庭支援専門相談員を中心に、家族等との関係構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている	・家族関係調整の支援において、施設に配置されている『家庭支援専門相談員を中心として』、子ども一人ひとりの支援方針を明確にしたうえで、施設他職員とどのように情報を共有して支援しているかを確認する。
□2.子どもの最善の利益を第一に子どもや保護者等の意向を確認しながら、関係機関と連携をとって、子どもと家族の関係調整に取り組んでいる	・再統合に関する『子どもや保護者の意向を把握』し、『子どもにとって望ましい家族との関係調整のための支援を実施しているか』、また『子どもと保護者の意向・希望が異なる場合の調整等』は『どのように実施しているか』を確認する。 ・ここでいう「関係機関」は、児童相談所、児童家庭支援センター等を指す。
□3.子どもの状況や行事等の情報を個別の連絡により保護者等に知らせている	・子どもと家族の関係性をつないでいくために、『どのような情報』を『どのように知らせているか』を確認する。
□4.保護者等との面会、外出、一時帰宅等は、状況を把握したうえで、子どもの安全に注意しながら行っている	・『保護者等との面会や外出、一時帰宅等に関する組織としての基本的な考え方を定め』、『一人ひとりの状況に応じて対応しているか』、また『子どもの安全性を確保するための対策はどのように検討しているか』を確認する。
□5.養育家庭や養子縁組等の制度が有効に活用されるよう児童相談所と連携をとっている	・家族との再統合が難しい子どもに対して、『子どもの最善の利益を実現するためにどのような支援をしているか』、『児童相談所とはどのような連携をしているか』を確認する。
□6.入所中の子どもの家族等（里親を含む）に対し、退所後の生活を想定したさまざまな支援を行っている	・家族等との退所後の生活を想定し、『必要な里親や実親に対する支援』を『施設としてどのように考え』『支援しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 児童養護施設には「家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー、F S W）」の配置が義務付けられており、児童相談所との密接な連携のもと、入所児童の早期家庭復帰、里親委託等を目的として相談・指導を行います。

家庭関係調整の支援では、家庭支援専門相談員を中心として行うことが求められています。標準項目1では、施設として、家庭支援専門相談員を中心とした体制を組み、子ども一人ひとりにどのように支援していくかについて、職員間で共有が図られているかを評価します。

- 標準項目2において、「子どもの最善の利益を第一に」としていますが、保護者の意向の前に、子どもの意向が最優先されるべきとの観点からこのように表現しています。

また、「希望」ではなく「意向」とした意味合いについては、子どもが言葉などで発信している希望のみならず、子どもの本当の願いについても把握すること、また家庭復帰について前向きで

ない子どもの考えも含まれることがあるとの観点です。

- この項目の中で、「保護者等」とは、親権を持つ者を基本としますが、その他の者で親権者に代わり子どもを監護する者（里親や親戚等）も含めて考えます。また、「家族等」の「等」については、血縁関係はなくとも子どもと家族同様の関わりを持ち、今後のサポートを望める者を含めます。
- 家族再統合の最終決定は児童相談所が行います。適切な決定が行われるために、施設側から適宜情報提供や相互の方針について分析・評価等のチェックをしているかを確認する必要があります。家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう、入所中から復帰後の生活を検討し、関係機関との役割を明確にしているかなどに着目します。
- 家族の意向や希望を汲み取るため、家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立しているかどうかにも着目します。
- 子どもと家族の関係性をつないでいくための取り組みとして、子どもに関係する学校、地域、施設等の行事等の情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ることも想定されます。
- 子どもの入所の事情によっては、直接家族との関係を継続できないケースもあり、そのような子どもへの配慮として、どのような取り組みを具体的に行っているかということにも着目します。
- 子どもと家族との関係の継続、修復、養育力の向上のための取り組みとしては、面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などが挙げられます。
- 児童養護施設による地域の里親支援（地域で生活する里親・里子の支援）は、里親支援専門相談員の配置などによって進められています。この内容については、評価項目3-3-2（組織マネジメント項目）「地域の福祉ニーズにもとづき、地域貢献の取り組みをしている」で評価します。

■評価項目 6－4－3

「子どもが楽しく安心して食事ができるようにしている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、児童養護施設における食事（おやつ等を含む）に関する取り組みを評価します。

食事は子どもの身体的成長の基本であることから、食習慣などに応じて一人ひとりに配慮することが大切です。

また、食事を通した子ども同士・職員と子どものコミュニケーションや食事をする空間の設定なども評価します。また、食育の推進という観点を取り入れた計画的な取り組みも必要になります。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.楽しい食事となるような環境を整えている	・『子どもにとって楽しい食事』を『どのように考えているか』。 ・『楽しい食事ができる環境整備や配慮、工夫』について、『組織としてどのように考え』、『実施しているか』を確認する。
□2.食事時間は子どもの希望や生活状況に応じて対応している	・子どもの生活リズムに応じた『外出・学校行事・部活・アルバイト等で食事の時間がずれる時の配慮』は『どのように考え』『実施しているか』を確認する。
□3.食事の献立は、子どもの状況（食物アレルギーや疾患等に関する主治医等の指示を含む）や嗜好に応じて工夫している	・『子ども一人ひとりの状況や嗜好』を『どのような方法で把握』し、『献立を立てているか』、また、行事食の提供や季節感のある献立など、『食事を楽しめる工夫をしているか』を確認する。 ・子どものもつ『アレルギーや持病（内部疾患）等』を『把握』し、『医師等の指示に基づいた食事提供』を『実施しているか』を確認する。
□4.食習慣の確立や食についての関心向上のため、関係職員と連携して食育の推進に取り組んでいる	・子どもが食について関心を持てるような取り組みを『組織として検討』し、『食育に関する支援をしているか』を確認する。 ・ここでいう「関係職員」は施設の栄養士等を指す。

【 留意点 】

- 子ども一人ひとりの状況に応じた食事や食事の時間を楽しんで過ごせるような環境設定（清潔さ、食器類・盛り付けの工夫、適温提供など）がなされているかどうかに着目します。
- 大舎・中舎・小舎制・グループホーム等、施設の形態により食事提供の方法はさまざまです。厨房で調理員が食事を作ったり、厨房で加工した食材（半調理）を各舎で調理したり、食材の買出しから調理までを各舎で行ったりしています。これらの過程での子どもの関わり方にも違いがでてきます。
- 入所当初の子どもには特に偏食が多くあることが予測されるため、利用者調査の結果に出る子どもの「食事の時間が楽しいひとときになっているか」に対する意見は、その努力をしていないということの表れとは限りません。しかし、健康等を考慮して提供される食事が、子どもにとっても「よいもの」と実感できるようにする対応が行われているか確認する必要があります。

これらの評価には、訪問調査時に、食事の様子を実際に観察することも有効です。ただし、あくまでも生活の場であることを意識して、子どもに配慮することが必要です。

- メニューや食事時間、食事場所、外食の機会等について、子どもの希望等をどれだけ取り入れる

ことができるか等を確認します。食事時間については、食事を通して子どもの生活のリズムが形成されているかにも着目します。

○ 定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取り組みが行われ、それが献立に反映されているかにも着目します。

○ 食育の推進には、各施設において栄養士を中心に熱心に取り組んでいるところが見受けられます。こうした施設については、積極的に講評欄等を用いて評価することができます。

○ 食育の一環として、食習慣を身に付けるための取り組みを行うことも大切です。食事の準備（調理、テーブルふき、配膳等）や後片付け（テーブル拭き、食器洗い、残飯処理など）の習慣が習得できるような支援にも着目します。また、自立に向けて、一人で簡単な食事を作ることができるよう、食事を作る機会についても提供していく必要があります。

【食育に関する参考資料等】

- 食に関する取り組みとして、平成 17 年 6 月に、「食育基本法」が公布され、食育の支援として次のようにまとめられています。

食育の考え方（内閣府 食育推進室資料参考）

理念	分野	望まれる日常の行為・態様	涵養(例)	是正対象	主な関連施策等
豊かな人間形成（知育・徳育・体育・基礎） <					

- 農林水産省が策定した「第3次食育推進基本計画（平成28年度から令和2年度までの5年
間を期間とする）」では、5つの重点課題が掲げられています。

※第4次食育推進基本計画につきましては、農林水産省のホームページを適宜ご確認下さい。

（１）若い世代を中心とした食育の推進

若い世代が自分自身で取り組む食育の推進、次世代に伝えつなげる食育の推進を目指します。

（２）多様な暮らしに対応した食育の推進

子供や高齢者を含む全ての国民が健全で充実した食生活を実現できる食育の推進を目指
します。

（３）健康寿命の延伸につながる食育の推進

生活習慣病の発症・重症化予防や健康づくり等、健康寿命の延伸につながる食育の推進を
目指します。

（４）食の循環や環境を意識した食育の推進

生産から消費までの食べ物の循環を理解するとともに、食品ロスの削減等、環境へも配慮
した食育の推進を目指します。

（５）食文化の継承に向けた食育の推進

郷土料理、伝統食材、食事の作法など、日本の伝統的な食文化への理解を深める食育の推
進を目指します。

○ 東京都食育推進計画（平成 28 年度～令和 2 年度）では以下のとおり、3つの取り組みの方向に基づいて施策を展開するとしています。

※次期の東京都食育推進計画につきましては、東京都産業労働局のホームページを適宜ご確認下さい。

1 生涯にわたり健全な食生活を実践するための食育の推進

●乳幼児期における食育の推進

- 1 保護者に対する乳幼児の基礎的な食習慣と食行動に関する基本的な知識の付与
- 2 乳幼児の口腔機能の発達支援

●家庭、学校、地域が一体となった取組の推進

- 3 食を大切にする心、食に関する自己管理能力の醸成
- 4 栄養教諭や食育リーダーを中心とした組織的な食育の推進
- 5 家庭、学校、地域の連携により、家庭における食育を支える

●食を通じた健康づくりの推進

- 6 生活習慣病の予防や食事づくりを含めた食を通じた健康づくりの支援
- 7 家庭における食育の推進
- 8 外食や中食等における栄養成分表示等の活用促進

●いきいきと暮らすための健康的な食生活の支援

- 9 摂食嚥下機能の支援
- 10 低栄養を予防する健康的な食生活等の支援
- 11 人や地域とつながる社会参加の促進

2 食育体験と地産地消の拡大に向けた環境整備

●食の生産・流通・製造者と消費者との交流支援

- 12 生産者との交流体験と学校給食への都内産食材の供給促進
- 13 生産者と消費者との相互交流の促進
- 14 食の流通拠点における食育の推進
- 15 食育派遣講師人材登録と紹介

●都内産食材の理解促進と地産地消の拡大

- 16 東京都産食材が持つ魅力について理解を深め、郷土愛を育む
- 17 地産地消に係る拠点施設の整備と飲食店における都内産食材の利用促進
- 18 食品ロス・食品廃棄問題への取組

3 食育の推進に必要な人材育成と情報発信

●食育の推進で核となる人材育成と支援

- 19 乳幼児とその保護者を対象とした指導者の育成と活動支援
- 20 特定給食施設従事者に対する人材育成と支援
- 21 栄養士など食を通じた健康づくりの各となる人材の育成
- 22 食品関連事業者の自主管理を推進する人材の育成
- 23 公立学校における食育推進の各となる人材の育成・支援
- 24 区市町村や食育関連団体が行う食育活動の支援

●食育を実践するための情報発信

- 25 ホームページ・刊行物による情報提供の推進
- 26 飲食店で野菜メニュー提供、栄養成分表示等の推進
- 27 栄養成分表示等の食育表示に関する情報の発信
- 28 食品の安全に関する情報発信
- 29 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進

- 30 健康づくりに関する情報の発信
- 31 東京都食育フェアの開催
- 32 伝統的な食文化の継承と食のあり方の追及

■評価項目 6－4－4

「子どもの健康を維持するための支援を行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子どもの健康状態を把握し、健康維持に取り組んでいるか、子ども自身が健康管理できるように、健康に関する意識や興味をもてるような工夫をしているかを評価します。

また、体調に変化があったときの連絡体制の整備等への取り組みについても評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.入所もない子どもの健康状態（口腔ケア、視力等）に配慮し、健康維持のための支援を行っている	・『入所もない子どもの健康状態を把握』し、『入所前の生活習慣を考慮した支援』を『どのように実施しているか』を確認する。
□2.健康に関して、子どもに理解を促す取り組みを行うとともに、子どもからの相談に応じ、必要に応じて子どもや保護者等に説明をしている	・『健康に関する子どもの相談に応じたり』、『必要がある子どもや保護者には施設から説明をする体制』を『整えているか』を確認する。 ・『子どもが健康について学ぶ機会や健康管理ができるようになるために』、『施設としてどのような取り組みを行っているか』を確認する。
□3.子どもの服薬管理は誤りがないようチェック体制の強化などのしくみを整えている	・『薬の誤り（子ども自身の飲み忘れや間違った薬を渡す等）を防ぐため』に、『施設としてどのような体制を整えているか』を確認する。
□4.医療機関と連携しながら、日頃の健康管理を行い、子どもの体調に変化があったときには、速やかに対応できる体制を整えている	・『子どもの体調の変化』に対して『迅速に対応するため』に『日常の健康状態の把握』を『施設としてどのように行っているか』、また、『医療機関との日常的な連携』を含めて、『体調変化に対応できる体制を整えているか』を確認する。

【 留意点 】

- 専門職等の連携の強化、体調変化に対する即時対応、個別状況に応じたきめ細やかな健康管理などに着目します。また、グループホームの設置等地域分散化が進む中で、通院時の職員間のフォロー体制がどのように取られているかについても着目します。
- 子どもが常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄、理美容等の状況を職員が把握するなど、健康面への配慮が、日常生活の中でどのように行われているかを確認する必要があります。
- 東京都は平成14年度、都歯科医師会の協力を得て、地区歯科医師会所属の歯科医師が乳児院及び一時保護所で検診を実施しました。6歳未満の被虐待児童の口腔内状況は、う歯所有率や一人平均う歯数が多く、さらに一人平均未処置歯数も多いことなど、一般児童と比べて全体として明らかに口腔内状況が劣っていました。特に、2歳以上にその傾向が強く認められました。被虐待児のう歯所有率は、調査対象者の約半数の47.62%に及び、一般（20.93%）の2倍以上。特に2歳児では41.18%がう歯を所有しており、一般（14.28%）の3倍近い割合でした。
- 子どもが自立した生活を目指す上で、自らの健康管理ができるように発達に応じた支援をしていくことが大切です。施設が子どもの健康に対する意識や興味を引き出すために行っている取り組み

組みに着目します。

取り組みについては、①健康・病気に関する知識の習得、②手洗い・うがい・歯磨きなどの健康を維持する習慣の会得、③衣類・寝具の清潔を保つこと、④喫煙、アルコール、薬物等が健康に与える影響に関する知識の習得、④危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援等があります。年少児については排泄後の始末や入浴の介助、夜尿への配慮をしているかも大切です。

- 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、服薬や薬歴のチェック等を行い、日頃から注意深く観察しているかにも着目します。また、医療機関の受診や服薬について、子どもがその必要性を理解できるよう、説明しているかにも着目します。
- 職員においても、職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をすることが求められます。職員に対する研修等は、カテゴリー5で確認します。

■評価項目 6－4－5

「子どもの精神面でのケアについてさまざまな取り組みを行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、入所の要因となった事項を含む、子ども一人ひとりの精神的問題に対する適切な対応や、発達過程で生じる思春期の子どもの迷いや葛藤などへの適切なかかわりがどのように行われているかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.子どもが心の悩みや不安を相談できるように工夫している	・『子どもが気軽に相談できるような状況を検討』し、『子どもからの相談に応じたり、必要がある子どもには施設から説明をしたりする体制を整えているか』を確認する。
□2.性についての正しい知識と理解が得られるよう、子どもの年齢や状況に応じた説明を行っている	・『発達段階に応じた性教育の方法』を検討し、『一人ひとりの子どもの成長の段階や年齢等に応じた支援』を『実施しているか』を確認する。
□3.子どもの課題に応じて、心理的ケアや医療的ケアが必要な場合は、関係職員・機関と連携をとって、支援を行っている	・一人ひとりの子どもが抱える心理的な課題について、『それぞれの関係機関と連携を図り』『適切な対応を行っているか』を確認する。

【 留意点 】

- 子どもが相談できる体制は、個別面談等に限らず、生活の中の様々な場面で整えられていることが求められます。また、必要に応じて心理の専門家から直接的支援を受けられるよう体制を整えることが重要です。
- 性教育に関する指導にあたっては、成長の段階や、年齢などを踏まえたうえで、その内容を検討しつつ行っているかを確認します。
- 東京都の児童養護施設では、令和元年度現在、54 施設のうち 43 施設が専門機能強化型児童養護施設として指定され、非常勤の精神科医等が配置されています。専門機能強化型児童養護施設については、医療的な知見を含めて、支援を行っているかを評価することができます。○ 精神的なケアを必要とする子どもの状況の把握に関しては、さまざまな視点から検証し、適切な対応が行われるよう、とるべきプロセスをとっているかに関しても確認する必要があります。また、自立支援計画に基づき、心理支援プログラムが策定されていることも大切です。
- 子ども一人ひとりに必要な精神的ケアを実施する為に、施設内・外の専門職との連携をどのように行っているか、また、日常の対応における留意点等について、職員が共通認識を持って対応しているかに留意します。また、心理的なケアが必要な子どもへの対応を、専門職ではない職員も適切に行えるよう、スーパービジョン等が行われているかについても着目します。（助言の全体的な体制についてはカテゴリー5（組織マネジメント項目）「職員と組織の能力向上」で確認します）
- 子どもの抱える課題には、被虐待をはじめ、ADHD、LD、行為障害、知的障害、精神障害、発達障害、性の問題等があり、個別の状況に配慮した支援が求められています。これらの理解を深めるための施設職員向け研修を受講、または施設内で実施している場合は、評価項目 5－1－3

（組織マネジメント項目）「事業所の求める人材像を踏まえた職員の育成に取り組んでいる」で評価することができます。

- 心理的なケアを行ううえで、関係機関との連携が重要です。関係機関には、学校や子ども家庭支援センターなどをはじめ、施設内外の心理専門職、保健・医療機関なども含まれます。個別の状況に応じた対応をしているかを確認します。
- 入所中の子どもの保護者等への支援として、児童相談所と連携し、定期的な助言・援助を行うことも大切です。
- 子どもの状況に応じて、服薬を行う場合が考えられますが、本来、施設の生活における養育の範囲で解決すべきところを、薬に頼ることがないように配慮する必要があります。

■評価項目 6－4－6

「子どもの主体性を尊重し、施設での生活が楽しく快適になるよう支援を行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、施設での日常生活を子どもにとって楽しく快適なものにするための支援が、子どもの意向を尊重しながら行われているかどうかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.居室等施設全体は、子どもの年齢や状況に応じて一人ひとりの居場所が確保され、安心、安全で快適なものとなっている	・部屋割り等も含めた環境整備等の実施において、『子どもの状況に配慮し』『安全かつ快適な空間となるように配慮しているか』を確認する。
□2.日常生活や余暇の過ごし方は、子どもが主体的にかかわって決めている	・子どもの日常生活において、入浴、娯楽、買い物など、『子どもの年齢や個別状況に配慮しつつ生活を作り上げているか』を確認する。 ・日常生活の中で、『子どもたちの学びや遊びに関するニーズ』を『どのように把握し』『どのように応えているか』を確認する。
□3.行事やイベントの企画・準備は子どもとともに考え行っている	・『行事等の企画や準備に子どもが参加する効果や必要性を検討し、一人ひとりの『行事等への意向を尊重した支援をしているか』を確認する。
□4.施設の生活ルールは子どもの意見を尊重し見直しを行っている	・『施設での生活に関するルール』については、『子どもの意向や希望を把握し』『尊重して見直しを行っているか』を確認する。
5.子どもが一人ひとりの希望や季節等にあった清潔な衣服を身に付けられるよう支援している	・清潔で身体に合い、季節に合った衣服を着用できるように支援しているかを確認する。 ・発達状況や好みに応じて、子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けているかを確認する。

【 留意点 】

- 子ども一人ひとりの居場所が確保され、「自分が大切にされている」と感じる場所があり、帰るとほっとできる家庭的な空間が用意されていることが大切です。
- 子どもの自己領域を確保することも重要な取り組みです。できる限り他児との共有のものをなくし、個人所有とするようにしているかにも着目します。また、子ども自身が個人所有のものを判別できるよう、どのような工夫をしているかにも着目します。
- 子どもが相互に学びあう機会を設定したり、お互いの主体性を高められるような支援をしているか、また安定した生活を送ることができるような環境に配慮しているかに着目します。
- 子どもの意向をどのように把握し、それを実際の生活の場面に反映しているかを確認します。また、子どもの意向を尊重したうえで、健全な育成という面からそれを受け入れることが望ましくない場合の対応についても確認します。例えば、子どもの年齢や特性に応じて、時間をかけて話し合うなどの調整が行われているかに留意します。
- 職員は子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障することが重要です。例えば、子どもが自分でできる事は自分でできるように見守る、状況を

把握し適切な声掛けを行う、必要以上の指示・制止はしないなどの配慮が求められます。子どものつまずきや失敗の体験も大切にし、子どもが主体的に問題を解決していけるよう、必要に応じてフォローすることも大切です。

- 生活改善に向けては、職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、取り組んでいくことが大切です。生活プログラムを子どもとの話し合いを通じて策定したり、子どもたち自身が、自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保するなどの取り組みに着目します。
- 余暇の過ごし方についても、子ども自身が主体的に考えることができるよう支援しているかに着目します。また、子ども一人ひとりの趣味や興味、生活文化にあった生活になるよう、施設としてどのような工夫をしているかにも着目します。
- 衣服については、TPO に合わせた適切な身だしなみ、服装ができること、自己表現の手段として個性が尊重されることについても着目します。また、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣の獲得についても重要です。

■評価項目 6－4－7

「子ども一人ひとりに応じた学力向上・進路決定のための取り組みを行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子どもの学力や意欲の向上、将来の進路（自活、就学、就労等）の選択や決定に関する様々な取り組みについて評価します。

また、自立に向けた基本的な生活習慣等の獲得や、進路の展望を広げるために実施している取り組みについても評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、社会規範及び生活知識・技術を身につけられるよう支援を行っている	・子どもの自立に向け、『日常生活に必要な基本的な生活習慣や社会常識等が身につくよう』『どのような支援が必要かを検討』し、『実施しているか』を確認する。
□2.学習環境を整備し、基礎学力の向上・学習習慣獲得のための支援を行っている	・学習のための環境づくりを行い、『一人ひとりの子どもの学習習慣や能力に配慮』し、『子どもが自信を獲得できるような学習支援を工夫』し、『実施しているか』を確認する。
□3.子どもの意欲・意思や能力に応じた学習教材・塾等を活用している	・『一人ひとりの意欲・意思や能力に応じた学習教材の活用』や『子どもの状況に応じて塾等を活用』し、『学習の機会をできるだけ多く提供しているか』を確認する。
□4.進路について、子どもと保護者等、学校、施設による話し合いを行っている	・『子ども自身が望む進路（幼児の場合就学を含む）を決定できるよう』に、『一人ひとりの希望や状況を考慮』し、『関係者等とどのような調整をしているか』を確認する。
□5.多様な選択肢を提示したうえで、子どもの最善の利益にかなった進路の自己決定ができるよう支援している	・子どもの進路については、判断材料となる多様な情報を提供し、『子ども自身が選択・決定できるような仕組みがあるか』、『選択にあたって、子どもの最善の利益をどのように考慮し、必要な支援が行われているか』を確認する。
□6.個別に必要な時期・状況で、職場実習や職場体験、アルバイト等の社会経験を積めるよう支援している	『自活、就学、就労に関する社会体験の必要性を施設として検討』し、必要な時期・状況を把握したうえで『どのような体験を実施しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 子どもの自立を考えるうえでは、基本的な生活における自立も求められます。子どもにとっての自立支援の考え方や状況も確認し、評価することが重要です。
- 基本的な生活習慣等の中には、生活リズムや家事等の身辺自立、社会生活を送るうえでのルール（交通ルール等）や知識などが含まれます。子どもの年齢や状況に応じて、子ども自身が施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、「しなければならないこと」「してはならないこと」を理解できるよう、どのような支援を行っているかに着目します。
- 子どもが基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、社会規範及び生活知識・技術を身に

付けられるようにするには、施設全体が穏やかな雰囲気ですぐに生活が営まれていることや、職員が普段から振る舞いや態度で模範を示していることも大切です。

- 子どもにスマートフォン等の利用がある場合には、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を含むインターネットや電話の利用方法に関して、トラブルが起きないように、知識を与えるなど支援することが必要です。
- 施設内においても、子どもが静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境作りを行うことが大切です。
- 入所前の環境等により学力遅滞の状態になっている子どもに対しては、入所当初の学力や意欲向上、自信や達成感獲得のための取り組みが特に手厚く必要なのが予測されます。そのような状況にある子どもには具体的にどのような支援を行っているかを確認します。日常的な取り組みとしては、忘れ物や宿題の未提出が無いように支援することなどが挙げられます。
- 学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等の活用にあたっては、指導計画や責任に関する主導は施設が持ち、活用の意図を明確にし、職員に周知徹底しているかということにも留意します。
- 子どもの学力向上のために、学校との連携、教員との情報交換などを積極的に行い、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っているかに着目します。
- 高校卒業後も進学を希望する子どものためには、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて努力をしているかに着目します。
- 進路決定後のフォローアップや、失敗した場合の対応体制にも着目します。
- 標準項目5では、子どもの自立に当たり、手続きとして、施設が子どもへ多様な情報提供を行っているかを確認します。例えば、進学に当たっては、給付を受けることができる奨学金について網羅的に情報提供することが重要です。また、社会的養護自立支援事業により、大学に進学している子どもを大学卒業まで児童養護施設で支援することができるようになりました。こうした、施設を退所しても支援が受けられることの選択肢についても提供することが求められています。
- 進路に関する支援には、「非審判的態度」で臨むことが重要です。施設側が子どもの適性を判断し、一方的に就労か進学かなどを選ぶことはないようにしなければなりません。また、単に進路を支援するのではなく、進路を子どもが「自己決定」する、子ども自身が考えて決めることを支援することが求められます。
- 子ども・保護者・学校・施設による話し合いなど、関係者等とどのように調整しているかについても着目します。
- 中卒児・高校中退児に対しては、施設入所継続の検討を含め、子どものニーズに応じた社会経験を積めるように配慮し、進路支援をすることが大切です。
- 社会体験を拡充するための支援については、実習を通して、社会の仕組みやルールなどについて話し合う機会を得られるようにしたり、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援などの子どもの自立支援に取り組んでいることなどに着目します。また、実習先や体験先の開拓や、協力事業主等の連携を施設としてどのように行っているかも確認します。
- 子どもによっては、出来る限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を利用して、支援を継続することがあります。例えば、高校進学が困難な子どもや、高校中退の子どもには措置継続を行い、自立に向けた支援を行うケースがあります。また、高校を卒業して進学、あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用することも想定されます。措置延長の期間中には、就労支援や就労生活への支援など、自立へ

の道筋をつけていく取り組みを行うことが必要です。

- 障害を持つ子どものためには、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援することなどの対応が必要となります。
- 標準項目 1 では、オンライン学習に対応できるよう設備等を整えている場合についても評価します。

■評価項目 6－4－8

「地域との連携のもとに子どもの生活の幅を広げるための取り組みを行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子どもが地域の一員として生活する機会をどのように創り出し、子どもを支援しているかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.地域の情報を収集し、子ども一人ひとりの状況に応じて活用している	・『子どもにとって必要な地域情報がどのようなものか』を『把握』し、その『情報を子どもに伝えたり、活用しているか』を確認する。
□2.施設の活動や行事に地域の人参加を呼びかける等、子どもが職員以外の人と交流できる機会を確保している	・『子どもが職員以外の地域住民と交流する機会の重要性』を『どのように考え』『実施しているか』を確認する。
□3.子どもに、地域と日常的に関わりながら生活していることの大切さを伝えている	・地域の中で生活するということを子どもが自覚できるよう『施設としてどのように子どもと地域の関わりについて考え』『子どもに伝えているか』を確認する。

【 留意点 】

- 子どもの生活の幅を広げるという視点から取り組んでいる地域との交流についてどのような活動を行っているか、その活動の内容や蓄積、成果について着目します。地域の幅としては、小学校区や中学校区のような施設の近隣地域を基本として考えますが、子どもの年齢によって範囲は広がっていきます。
- 地域社会の一部には、福祉施設等に対する無理解や無関心、偏見等が存在する場合もあるため、地域交流のための特別な活動以外にも、日常生活の中で近隣との友好的な関係を築くための工夫にも着目します。
- 学校生活や休日において、子どもが地域と日頃から関わって暮らしていることは当然のことですが、子どもが将来にわたって地域社会で生活するということを実感できる取り組みが大切です。
- 子どもが地域の活動等に参加することを望む場合、可能な限りそれに応えているかにも着目します。
- 子どもの交流の幅を広げる観点から、地域近隣とのかかわりに限らず、多様な活動を行うNPO法人等とのかかわりについても積極的に評価することができます。
- 平成29年2月に出された「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査報告書」では、施設退所者が退所後に困っていることの中で、「孤独感・孤立感」「職場での人間関係」「住民票や戸籍の手続き」などがあげられています。このことから、施設で生活している段階から日常的に地域との交流を深め、気軽に相談できる関係づくりや地域での暮らし方などについて教えていくことも重要です。
- 事業所が自ら有している機能や福祉の専門性を活かしながら、地域に貢献する取り組みを行っているかについては、組織マネジメント項目のカテゴリー3で評価します。

サブカテゴリー5. プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重**評価項目**

6-5-1 子どものプライバシー保護を徹底している

6-5-2 サービスの実施にあたり、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している

【 解説 】

このサブカテゴリーは、福祉サービス提供をするうえで基本となる、利用者のプライバシーの保護等、虐待防止等も含めた個人の意思の尊重に焦点をあて、個人の尊厳が尊重されているかについて評価します。

福祉サービスの利用者は、社会的に支援を必要とする人々です。しかし、どのような状況にある人でも、その人らしい尊厳に満ちた生活を送ることができるように、事業者には、利用者の状況に配慮した質の高いサービス提供が求められています。

■評価項目 6－5－1

「子どものプライバシー保護を徹底している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、サービス提供等を通じて触れる、子どもや保護者のプライバシーの保護についてどのような取り決めがあるのか、また子どもや保護者のプライバシー保護を児童養護施設として組織的に徹底しているか等を評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1.子どもに関する情報（事項）を外部とやりとりする必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得るようにしている	・子どもに関する情報（事項）を外部（他機関等の第三者）とやりとりする必要がある場合、『やりとりに関する基本ルールに則って実施しているか』『子どもや保護者の状態に応じ』『その必要性とやりとりに関する十分な説明を実施』し、『同意を得るようにしているか』を確認する。
□ 2.個人の所有物や郵便物の扱い、居室への職員の出入り等、日常の支援の中で、子どものプライバシーに配慮した支援を行っている	・子どもの日常生活の支援の際に触れる機会の多い『子どものプライバシー』を『どのように考え』『保護しているか』『子どものプライバシーに関する基本的考え方』と『どのような配慮をして』『支援をしているか』を確認する。
□ 3.子どもの羞恥心に配慮した支援を行っている	・子どもの日常生活の支援の際に、『一人ひとりの子どもが持っている羞恥心』に対し、『どのような配慮をして』『支援をしているか』を確認する。

【 留意点 】

- 福祉サービスの提供は極めて個別性が高いものであり、サービス提供にあたっては個人のさまざまな情報を収集し、これをもとにきめ細かい支援方策を立案する必要があります。それ故に、事業者は子どもや保護者の個人情報の管理や適正な運用が必須であり、適切な支援を行うための外部への照会や他機関との連携の際も、子どもや保護者の納得と同意を基本とすることが求められています。
- サービス提供の過程でプライバシー保護の重要性を組織としてどのように認識し、業務を通じて触れる個人のプライバシー保護を徹底するしくみを作り上げているかに着目します。

■評価項目 6－5－2

「サービスの実施にあたり、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している」

【評価項目のねらい】

この項目では、サービス提供の際に、子どもの権利を尊重し、子ども一人ひとりの意向や生育歴、価値観等を考慮して、一人ひとりの子どもらしさを大切にしたい生活が営めるような支援に努めているかどうかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.「子どもの権利ノート」などにより、子どもの基本的人権について、日常生活の中でわかりやすく説明している	・『基本的人権について、日常生活の中で、どのような方法で説明しているか』を確認する。 ・『「子どもの権利ノート」が配付されない小学1年生未満の子どもへの説明方法』を『施設として検討』し、『実施しているか』を確認する。
□2.子どもが意見を表明しやすい環境をつくるなど、子どもの権利が守られるように取り組んでいる	・「意見表明権」など、子どもの権利が守られるよう、施設として、どのような取り組みが実践されているかについて確認する。
□3.子ども一人ひとりの価値観や生活習慣に配慮した支援を行っている	・『子どものこれまでの生活の中で培われた個人の思想・信条や生活習慣等を理解』し、そのうえで『子どもの言動をどのように受けとめ、支援しているか』を確認する。
□4.施設内の子ども間の暴力・いじめ等が行われることのないよう組織的に予防・再発防止を徹底している	・施設という共同生活空間において、『子ども同士の暴力やいじめ等を防止するため』に『組織としての取り組み（再発防止を含む）を検討』し、『対応しているか』を確認する。

【留意点】

- 「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）では、子どもの思想、良心、宗教の自由を保障しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければいけません。また、平成28年4月改正の児童福祉法によって、前文に子どもが権利主体であることがうたわれるなど、子どもの権利擁護の観点が強化されています。
- 権利の説明において、年齢に応じた工夫をしているかにも着目します。例えば高校生、中学生、小学生などに分けた説明の機会を設けるなどの取り組みが挙げられます。
- 東京都では、「子どもの権利ノート」（小学生以上に配付）を作成しており、児童養護施設等ではこれを活用した学習や、子どもが自ら権利について学ぶ機会を設ける工夫をしています。
- 権利意識をきちんと持つことができていない子どももいるため、権利の内容を説明するだけでは不十分な場合があります。そこで、標準項目2により、施設として、子どもの権利擁護の観点から実践していることを評価します。

子どもの権利条約には、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」と権利を大きく4つに分類しています。この標準項目2で、これらに基づいた施設の支援を評価します。項目の文言では、「意見を表明しやすい」としていますが、これは「参加する権利」のうち「意見表明権」を指しています。特に虐待を受けた経験のある子どもは自分の考えを発することが苦手なことが多く、とても重要な視点です。この支援としては、子どもが自分の考えをきちんと表明できるよう、言いやすい環境づくりなどに取り組んでいること（日々の生活の中で意見を大事にする、第三者委員との交流を促すなど）が挙げられます。

- 日常的な相談や支援、または定期的な全体の説明会などにより、子ども自身に自らの権利や他者の権利について学ぶ機会を提供したり、人権に対する子どもの意識を育み、子どもが自尊心を高められるような取り組みを行っているかどうかについても着目します。日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって示すことも大切です。
- 子どもの思想・信教の自由については、最大限に配慮して保障していくことが大切です。施設において宗教的活動を強要していないか、また、保護者等の思想・心境によって、その子どもの権利が損なわれないよう配慮しているかに着目します。
- 大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっていることや、子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が適切な対応ができるような体制になっていることが重要です。
- 課題を持った子ども、入所間もない子どもの場合は観察を密にし、児童相談所と連携して個別支援を行うことが重要です。
- 生活グループの構成は、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等を検討した上で行うことが大切です。
- 子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で子どもに伝わっていることが大切です。
- 子どもの権利擁護や虐待防止に関する研修・研究活動などに着目します。

サブカテゴリー6. 事業所業務の標準化

評価項目

- 6-6-1 手引書等を整備し、事業所業務の標準化を図るための取り組みをしている
- 6-6-2 サービスの向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている

【 解説 】

このサブカテゴリーは、業務を推進するうえで、職員による対応のバラつきを平準化するなど、事業所として常に一定レベルのサービス水準を確保するために実施している取り組みを評価する項目です。

「一定レベルのサービス水準の確保」は、一律画一的なサービスを提供することをめざすものではありません。対人援助を基本とする福祉サービスには、定型化になじみ難い業務も多くありますが、サービスの基本となる事項や手順を明確にし、一定の基準に基づいてサービスを提供することにより、安定した質の高いサービスをめざすことが可能になります。基本事項が標準化されない中での個別対応は、バラつきや安定性を欠くことに繋がりがねません。

なお、施設の業務実態の中には、職員が1人しか配置されていない業務等もありますが、この場合でも職員の異動等を考慮し、業務の基本事項の確認や、研修等を通じて、継続的・安定的な支援体制の確立をどのように進めているのかを評価します。

■評価項目 6－6－1

「手引書等を整備し、事業所業務の標準化を図るための取り組みをしている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、職員が提供するサービス内容の一定水準を確保するため、業務内容の基準等を明文化する手段としての手引書等に関する評価をします。

「手引書」や「マニュアル」に対しては、「個別対応を求められる福祉サービスには不要なもの」「画一的なマニュアルではサービスの標準化はできない」との見解も一部には見受けられますが、この項目では、「手引書」や「マニュアル」という一つの手段を活用し、どのようにサービス水準を明確にし、業務の標準化・普遍化に取り組んでいるかということに重点をおいて評価することが重要です。

ここでの標準化は、いわゆる対人援助の手順のみをさすものではなく、事業所が提供するサービスを構成するあらゆる要素を含みます。従って、安全管理、プライバシー保護、緊急時の連絡体制、夜勤時のチェックポイントなどを含めた業務全体の標準化について評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.手引書(基準書、手順書、マニュアル)等で、事業所が提供しているサービスの基本事項や手順等を明確にしている	・『職員が施設での日常業務を行う際に必要な基本事項、実施手順、留意点等』を『組織として定め』、『文書や図表等により明確に示しているか』を確認する。
□2.提供しているサービスが定められた基本事項や手順等に沿っているかどうかを定期的に点検・見直しをしている	・『手引書等に定めた基本事項や実施手順等』を、『形骸化せずに活用』し、『実施しているか』。『日常的な業務点検等で状況を把握し、定期的に見直しを行っているか』を確認する。
□3.職員は、わからないことが起きた際や業務点検の手段として、日常的に手引書等を活用している	・『手引書等に定めた基本事項や実施手順等』が、『組織内に浸透』し、実践にいかされるよう、『手引書等を日常的に活用しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 「手引書」の形態は多様であり、必ずしも冊子形式をとっていない場合もあります。形式にとらわれず、標準化のために用いられるツールとなっているかを確認する必要があります。
- 「申し送りの際に話すポイント」や「ケース記録に記入すべき事項」をまとめたものなども「手引書」と考えられます。「手引書」は、必ずしも非熟練者の指南書や単純労働の機械的な手順書とは限らず、「不測の事態に対処するため、日常的に備えておくべき視点」や「よりよいサービスを提供するために、事業所が蓄積した実践の核となるポイントをまとめたもの」と捉えることができます。
- 「その場に応じた適応能力を持つ職員を育てるために、極力マニュアル化をしない」など事業所の方針がある場合には、サービスの標準化を図るために、マニュアル化以外にどのような対応策を講じているのかについて確認する必要があります。

■評価項目 6－6－2

「サービスの向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、事業者の業務水準を見直すしくみの確立について評価をします。

求められる水準は、サービスを利用する保護者の要請や状態の変化、社会情勢や業界水準の変化等によって適宜変動するものであり、より適切な状態になるよう継続的に点検をすることが必要です。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1.提供しているサービスの基本事項や手順等は改変の時期や見直しの基準が定められている	・『組織として定めた実施手順等』は『改変の必要性を考察』したうえで、『更新の頻度や見直し基準等』を『明確に定めているか』を確認する。
□ 2.提供しているサービスの基本事項や手順等の見直しにあたり、職員や子ども・保護者等からの意見や提案を反映するようにしている	・定められた『実施手順等を改定する際』に、『職員や子ども・保護者等からの意見や提案を取り入れるしくみ』を『定めているか』。また『どのように取り組み』その『結果を反映しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 手引書等の改訂にどの程度職員や子ども、保護者等、関係機関の意見が取り入れられているかなど、見直しのプロセスも確認する必要があります。
- 手順書等の改訂時期だけでなく、日頃から職員の気づきや改善提案、子どもや保護者等の率直な意見を把握するために工夫していること等も確認し、養育・支援の質の向上につなげているかについて、確認します。